

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 01 農地・水・環境保全向上対策(共同活動支援)

##### 施策

###### 1 事業の目的

地域の将来構想を策定することを前提に、地域全体で行う農地や農業用水等の地域資源の保全向上活動を支援する。

###### 2 事業の内容

###### (1)基礎支援

地域資源の保全向上活動に取り組む活動組織(農家以外の者も参画)に対し、地域協議会が支援交付金を交付するのに要する経費に助成

###### (2)加算措置

共同活動等において、広域での取組を強化する活動組織に対し、協議会が交付金を交付(H24新規)

###### 3 事業の現状及び課題

(1)これまで、農家が共同活動により行ってきた農地・農業用水等の資源の保全管理については、

ア 農家の減少や高齢化等の進展により、保全管理の体制が危機的な状況になりつつある。

イ 加えて、産業施策として推進中の担い手の育成の進展のためには、人手のかかるこれら資源の保全管理がネックとならないようにする必要がある。

(2)地域農業を持続・発展させるためには、担い手だけでなく、地域住民全体の理解と協力を得て、このような資源の保全管理の活動を永続させることが不可欠。

【実施市町村】

平成23年度 396地区(鳥取市他)実施

##### 連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334


##### 参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより

「農地・水・農村環境保全向上対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41402>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 02 ため池等整備事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 02 ため池等整備事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

老朽化の進んだ農業用ため池の改修整備を行い、継続して営農に使用できるようにするとともに大雨等による決壊等を未然に防ぎ、周辺地域の浸水被害を防止する。

###### 2 事業の内容

ため池整備工事

災害発生のおそれがあるため池の整備

- ア 堤体の改修
- イ 洪水吐の改修
- ウ 取水施設の改修

###### 3 事業の現状及び課題

取り組み状況

【平成24年度】

県営 4地区の実施(鳥取市、八頭町、倉吉市)

##### 連絡先

農林水産部 農地・水保全課 農村整備室 電話0857-26-7325

##### 参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより  
「ため池等整備事業」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=41394>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 03 有機・特別栽培農産物等総合支援事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 03 有機・特別栽培農産物等総合支援事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

有機・特別栽培農産物の生産を推進するため、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」(平成19年12月策定)に基づき、栽培技術の体系化を図るとともに、研修会等を開催し生産者の育成強化を図る。また、消費者に向けて生産者の取組や制度等を積極的にPR。

平成23年度に「鳥取県有機・特裁推進計画」を見直し、平成30年度末の施策目標を有機・特裁面積1,500haに設定。

###### 2 事業の内容

- (1) 認定・認証業務
  - ・有機農産物の認定・特別栽培農産物の認証業務
- (2) 技術開発と普及
  - ・有機実証モデル展示ほの設置(7か所)
  - ・有機・特裁農業推進塾の開催(年4回)
  - ・地域研究会の開催(県内3か所)
  - ・有機のたまご育成事業(有機志向生産者に対する有機JAS認定事業者によるほ場での栽培指導)
  - ・有機・特裁生産技術支援事業
- (3) 消費者PR
  - ・直売・イベントでの展示PR
- (4) 販路開拓・情報発信
  - ・消費者交流・マッチング支援事業
- (5) 事業推進
  - ・有機・特裁推進協議会の開催(年1回)

###### 3 事業の現状及び課題

- (1) 現状
  - 鳥取県特別栽培農産物認証面積  
228団体 1,159ha(平成24年1月末現在)
  - 県内有機農産物認定面積(県外認定含む)  
29団体 47ha(平成24年3月末現在)
- (2) 課題
  - ・野菜分野での生産技術の体系的整理が不十分

- ・小規模生産者が多く、自力での販路開拓が難しい
- ・生産者間のつながりができつつあるが、技術・販路等の情報を交換する機会が必要
- ・消費者・生産者の有機・特裁制度自体の認知が不十分

## 連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

## 参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより

「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 04 農業資材適正使用推進対策事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 04 農業資材適正使用推進対策事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

肥料及び農薬の販売業者等に対する監視指導を行い、肥料の品質保全と適正な農薬の保管管理を図るとともに、県民への適正な使用について普及啓発を実施する。

###### 2 事業の内容

(1) 農薬安全使用推進対策事業(農薬取締法に基づく事務等)

- ・農薬の適正使用の指導及び啓発
  - ・農薬販売店の届出に係る事務
  - ・農薬販売店への立入検査
  - ・農薬適正使用推進研修の実施
- 農薬の販売者及び使用者に対し、農薬に関する正しい知識や関係法令の内容を周知するための研修会を開催

(2) 肥料対策費(肥料取締法に基づく事務等)

- ・肥料販売業者、特殊肥料の生産業者の届出に係る事務
- ・普通肥料の登録に係る事務(有機質肥料等に限る)

###### 3 事業の現状及び課題

- ・監視指導計画に基づき農薬販売店へ定期的な立入検査を実施
- ・農薬危害防止運動の実施(6月～9月)
- ・農薬適正使用推進研修会の開催を計画

##### 連絡先


生活環境部くらしの安心局 くらしの安心推進課 食の安全担当 電話:0857-26-7247

##### 参考URL

鳥取県くらしの安心推進課のwebサイトより  
「農薬・肥料」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=43260>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 05 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 05 鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会

##### 施策

###### 1 事業の目的

農業農村整備事業のうち農業生産基盤整備を行う土地改良事業について、平成13年の土地改良法改正により事業実施の原則として「環境との調和に配慮すること」が位置付けられたため、自然との共生の持続性を確保するとともに、客観性と透明性を確保した仕組みを設けることを目的とする。

###### 2 事業の内容

農業農村整備事業の実施に際し、学識経験者や農村居住者等で構成する第三者委員会(常任委員6名、非常任委員数名)を組織し、意見を聴取するための委員会を開催。  
対象地区は、新規着手予定地区及び大幅な計画変更を予定している地区とし、意見交換の結果は、ホームページ上で公開。

###### 3 事業の現状及び課題

平成23年度の実績状況 県営 12地区、団体営 2地区

##### 連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画保全支援担当 電話0857-26-7334


##### 参考URL

鳥取県のwebサイトより

「鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会」

<http://db.pref.tottori.jp/shingikai.nsf/032e6d23fd4a6335492568cb00197631/84ab9c9a8b2d598749256c6b000c56c3?OpenDocument>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 06 エコファーマーの推進

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 06 エコファーマーの推進

##### 施策

###### 1 事業の目的

堆肥による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の削減を一体的に行う持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。

###### 2 事業の内容

エコファーマーとは「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、堆肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の資料の低減を一体的に行う農業者の愛称である。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式の計画(目標年:5年後)を立てた農業者を県が認定する。

###### 3 事業の現状及び課題

鳥取県内のエコファーマー数(平成22年度末) 4,071件(再認定を含まない)

##### 連絡先

農林水産部 生産振興課 生産環境係 電話0857-26-7415

##### 参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより  
「エコファーマー」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=42492>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 07 環境保全型農業直接支援対策

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

## 07 環境保全型農業直接支援対策

### 施策

#### 1 事業の目的

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者等に対し、直接的な支援を行う「環境保全型農業直接支援対策」を実施している。

#### 2 事業の内容

##### (1) 支援対象者

エコファーマー認定を受けていること及び農業環境規範に基づく点検を行っていることの要件を満たす、販売を目的として生産を行う農業者、集落営農（農業者グループ）。

##### (2) 支援対象取組

地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い以下の取組み。

- ア 化学肥料、化学合成農薬の5割低減＋カバークロープ作付
- イ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減＋リビングマルチ又は草生栽培
- ウ 化学肥料、化学合成農薬の5割低減＋冬期湛水管理
- エ 有機農業

##### (3) 支援水準

8,000円／10a

##### (4) 事業実施期間

平成23年度～

#### 3 事業の現状及び課題

環境保全型農業については、新たな食料・農業・農村基本計画に基づき、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていく必要があります。そのためには、意欲ある農業者がより環境保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に、環境保全型農業の取組に対して幅広く支援を行っていく必要があります。

### 連絡先

農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 08 農地を守る直接支払事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 08 農地を守る直接支払事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

中山間地域における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から全国で中山間地域等直接支払制度(県事業名:農地を守る直接支払事業)が実施されている。

###### 2 事業の内容

中山間地域等において、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことにより、農業生産活動や多面的機能の確保を図る。

###### 【対象地域】

- (1) 特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定されている地域(3法指定地域)
- (2) (1)以外で知事が指定した地域
  - ア 農林統計上の中間農業地域及び山間農業地域
  - イ 3法指定地域に地理的に接する地域
  - ウ 農林業従事者割合、人口集中地区からの距離、人口減少率等が一定の要件を満たす地域

###### 【対象行為】

対象地域内の農業生産条件の悪い農地について、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は認定農業者等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等

###### 【実施市町村】

17市町(対象地域のない境港市及び日吉津村を除く県内全市町)において実施中

###### 3 事業の現状及び課題

中山間地域の農業・農村地域が有する水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能により、下流地域の都市住民を含む多くの国民の財産や豊かな暮らしが守られている。

一方、中山間地域では高齢化の進展の中で、平地に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であることから、担い手の減少、耕作放棄地の増加等により、多面的機能が低下し、結果的に国民全体にとって大きな損失が生じることが懸念されている。

##### 連絡先


農林水産部 農地・水保全課 企画・保全支援担当 電話0857-26-7334

## 参考URL

鳥取県農地・水保全課のwebサイトより  
「中山間地域等直接支払制度」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=64412>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 09 とっとり環境の森づくり事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 09 とっとり環境の森づくり事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

県民全体が恩恵を受け、県民共通の財産である森林の公益的機能(水資源のかん養、県土の保全等)を持続的に発揮させるため、広く薄く偏りのない森林環境保全税による県民の負担により森林の保全を行うとともに、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成を図る。

###### 2 事業の内容

- (1) とっとり環境の森緊急整備事業  
手入れがされず放置された奥地の水源林などを対象に、間伐や荒廃地の条件整備を行ない森林の機能回復を図る。
- (2) とっとり県民参加の森づくり推進事業  
ボランティア、NPO団体等が実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援
- (3) 森林の保全・整備  
ア 森林の間伐を支援(保安林の場合:所有者負担を1.5割に軽減、普通林の場合:所有者負担を2割に軽減)  
イ 作業道の整備を支援(所有者負担を1.5割に軽減)
- (4) 竹林対策  
竹林の拡大防止及び適正管理を支援。  
・竹林の伐採・植林、森林への侵入竹の駆逐を支援(所有者負担を1.5割に軽減)  
・放置竹林の抜き伐り、循環利用型皆伐、竹林整備のための管理道及びアクセス道開設を支援  
・竹林整備実施個所の効果検証
- (5) 森林景観対策  
景観向上のための枯損木の伐採等を支援
- (6) 再造林による森林再生  
モザイク林造成のための再造林を支援(所有者負担を1.5割に軽減)
- (7) 制度の普及啓発  
税の仕組み、使途事業などの県民周知(各種広報)

###### 3 事業の現状及び課題

事業の周知が進み、税収を超える実施要望があるため、優先順位を付けて実施している。

##### 連絡先

農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7304

## 参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより  
「森林環境保全税」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100906>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 10 とっとり共生の森支援事業

[もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 10 とっとり共生の森支援事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

企業等による環境保全活動に、県内の森林を活用していただくため、県と地元市町村が連携・協力し、森林所有者と企業等との架け橋となり、地元との調整や企業等の行う森林保全活動の支援を行う。

《期待される効果》

- (1) 森林の保全・整備の促進
- (2) 企業等との交流による地域の活性化と県民の森林に対する理解の促進
- (3) それぞれの企業等にとっての目的の達成(水資源の確保、二酸化炭素の削減、職員研修)

###### 2 事業の内容

- (1) 制度、実績等を企業や県民に広く情報発信  
・ホームページ、パンフレット、展示パネルなどによるPR
- (2) 企業等の参画促進と森林保全活動への支援  
・企業へのPR活動  
・保全活動の計画、実施に対する支援
- (3) 県民参画型の活動の推進(とっとり共生の森サポーター、美鳥大使)
- (4) 第64回全国植樹祭のプレ植樹祭(鳥取県植樹祭)に参加し、全国植樹祭への気運を高める。
- (5) 意見交換会の開催

###### 3 事業の現状及び課題

県内外の企業・団体15社が参画し、17箇所の森林において保全活動を実施中。

しかし、景気を巡る環境は一段と厳しさを増しており、「とっとり共生の森」のようなCSR活動に伴う支出や活動内容の検討に対する企業側の負担感は一段と増している模様。

平成25年度に鳥取県で行う「第64回全国植樹祭」を盛り上げるため、当日の各企業の参加と、「とっとり共生の森」の活動への県民の参画を推進する必要がある。

##### 連絡先

農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7335

##### 参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより  
「とっとり共生の森」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100905>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 11 森林J-VER推進事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 11 森林J-VER推進事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

県内の森林を活用したカーボン・オフセットを推進し、企業等からの資金を活用した新たな森林整備を進めるため、県内のオフセット・クレジット(J-VER)を活用した取り組みを推進する。

###### 2 事業の内容

###### (1) 県有林J-VERモデル事業

県有林でモデル的に取り組んでいるJ-VERについて、認証を引き続き取得し、企業に販売する。モデル事業を県内外にPRすることで、J-VERを普及する。

○「県有林J-VERプロジェクト」の期間:平成21年度～24年度

###### (2) 森林J-VER取得支援事業

県内の森林J-VERの取得、販売を推進するため、J-VERの取得に係る経費を助成する。

○対象:民間事業者、NPO等(市町村、造林公社は除く)

○補助対象:J-VERの認証取得に係る費用

(妥当性確認費用、モニタリング費用、検証費用、申請委託費用)

○補助率:1/2

###### (3) J-VERとつとりの森を守る優良企業等の認定

県内の森林J-VER(県有林以外)を購入し、カーボン・オフセットに取り組む企業、団体を認定する。

###### 3 事業の現状及び課題

###### (1) 県有林J-VERモデル事業

○取得したJ-VERを、J-VER地域コーディネーター等と連携し販売している。

発行量 1,003トン

販売量 783トン(78%)(10社2団体、12,346千円)

残数 220トン

○平成24年度に追加認証取得予定(414トン)。

○兵円の植林プロジェクトについて登録済み。

###### (2) 森林J-VER取得支援事業

○県内の森林所有者等がJ-VERプロジェクトに取り組んでいる。

(認証済み:3、登録済み:1、申請中:3)

発行量 5,060トン  
販売量 782トン(15%)(4社2団体)  
残量 4,282トン

(課題)J-VER制度の普及を図り、販売を推進する。

## 連絡先


農林水産部 森林・林業総室 電話0857-26-7304

## 参考URL

鳥取県森林・林業総室のwebサイトより  
「カーボン・オフセットの推進」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=123597>



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 12 木造住宅生産者団体活動支援事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 12 木造住宅生産者団体活動支援事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

木造住宅への県産材利用促進や伝統技術の普及・継承に取組む民間団体を支援し、もって地場産業を振興するとともに、県産材の需要拡大を通じて森林環境の保全に資する。

###### 2 事業の内容

木造住宅生産者団体が県民を対象に実施する、県産材を利用した木造住宅の普及等を目的とした取組みを支援する。  
補助率: 1/2 (国: 45/100、県: 55/100)

###### 3 事業の現状及び課題

複数の地元工務店が連携して、イベントの企画、運営を行うことにより団体としての結束力の向上や地元建築業界の育成に繋がった。今後イベントの来訪者の拡大を図るために、より来場者を引きつけるイベントの企画を検討することが必要。

##### 連絡先

生活環境部くらしの安心局住宅政策課 企画担当 電話0857-26-7408

##### 参考URL

鳥取県住宅政策課のwebサイトより  
「木造住宅生産者団体活動支援事業」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17685>

現在の位置: [環境立県推進課](#) ▶ [鳥取県環境白書](#) ▶ [平成24年度](#) ▶ 13 治山事業

📍 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-3 農地、森林等の持つ環境保全機能の回復

#### 13 治山事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

- (1) 森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全する。
- (2) 水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る。

###### 2 事業の内容

- (1) 荒廃森林等の復旧・整備等
- (2) 水源かん養機能や土砂流出防止機能等を維持強化するため、森林の整備等
- (3) 異常な天然現象による施設及び新たに発生した荒廃森林等において復旧整備

###### 3 事業の現状及び課題

近年、林業経営の悪化により、森林の荒廃が進み、さらに、台風や集中豪雨等の異常気象により山地災害が多発する傾向にあり、整備が追いついていない状況にある。

「鳥取県の将来ビジョン」において「平成30年度末の山地災害危険地区(3,374箇所)整備率38%」を掲げており、目標達成に向け、緊急度の高い箇所から順次、計画的に整備を行っていく必要がある。

### 治山事業の効果



平成19年の豪雨により山腹崩壊が発生し、森林が著しく荒廃した。



崩壊地の復旧を図るため、山腹工を実施し、森林の機能回復を図った。

## 連絡先


県土整備部 治山砂防課 治山係 電話0857-26-7695

## 参考URL

鳥取県治山砂防課のwebサイトより  
「治山事業とは」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=66121>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 01 自然公園等管理費

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 01 自然公園等管理費

##### 施策

###### 1 事業の目的

自然公園法の目的である「優れた自然の風景地の利用の増進」を実現し、安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の適切な管理、整備・修繕等を実施する。

###### 2 事業の内容

- (1) 自然公園施設、自然歩道の整備・修繕(13,916千円)  
安全で快適な自然公園等の利用を確保するため、自然公園施設、自然歩道の整備・修繕等を行う。
- (2) 公衆便所、自然歩道等の管理委託等(14,043千円)  
快適に自然公園を利用してもらえるよう自然公園内の公衆便所の清掃、自然歩道の草刈り等に要する経費や施設設置に係る土地の借り上げを行う。
- (3) 国立公園清掃活動費補助金(2,870千円)  
自然公園法19条「清潔の保持」の趣旨に基づいて、国立公園内の清掃活動等を行う団体に対して、国、県、市町村が費用負担をして日常清掃に要する経費を助成する。

###### 3 事業の現状及び課題

- (1) 県内には、国立公園(2箇所)、国定公園(2箇所)、県立自然公園(3箇所)があり、これら自然公園の総面積は49,061ha、県土の14%を占めている。
- (2) 自然公園法、鳥取県立自然公園条例において、優れた自然の風景地を保護するため、一定の行為を制限する規制が設けられている。
- (3) 一般の公園利用者は、自然公園内における規制の内容を知らないことが多く、悪意はなくとも結果的に違法な動植物採取等が行われる場合がある。  
このため、地元市町村・警察署などと合同で違法採取防止のパトロールと動植物採取防止の呼びかけを行っている。
- (4) これまでは修繕工事を行う場合でも、局所的、対症的な対応になっており、面的・計画的に整備を行っていない面があったため、平成21年度から実施している自然公園施設・自然歩道に係る総点検、危険性・利便性等を考慮した点数評価により、全県下での優先順位を整理した上で改修・修繕を行うこととしている。

##### 連絡先

生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

## 参考URL

鳥取県内の自然公園  
とりネットより「公園自然課」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45320>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 02 自然保護監視事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 02 自然保護監視事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

自然公園や県自然環境保全地域等での巡視活動や自然保護思想の普及啓発等を行うため、各総合事務所に「鳥取県自然保護監視員」を配置するとともに、「鳥取県自然保護ボランティア」制度なども活用しながら、県下全域で自然保護行政を推進していく。

###### 2 事業の内容

(1)「鳥取県自然保護監視員」の配置(12,779千円)

5名の自然保護監視員(非常勤職員職員)を東部・中部・西部・日野総合事務所に配置し、所管の地域での巡視活動や公園利用者への普及啓発活動等を行う。

(2)「鳥取県自然保護ボランティア」制度の運用(160千円)

自然保護に関心のある方を登録制の自然保護ボランティアに任命し、自然保護に関する情報提供や県の自然保護活動等へ協力していただき、本県の自然保護の一助とする。

また、自然保護ボランティアの資質向上に向けて、研修会等を開催する。

###### 3 事業の現状及び課題

平成19年度のボランティア制度の導入以降、登録者数は増加しているが、最近はやばい傾向が続いている。(現在の登録状況116名)

ボランティアの確保に向けて、PRの機会や学生などへの制度紹介など幅広い対象に向けた啓発が必要。

##### 連絡先

生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

##### 参考URL

1 自然保護監視員のブログ

(1) とりネットより「東部総合事務所生活環境局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=37058>


(2) とりネットより「中部総合事務所生活環境局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=75809>

(3) とりネットより「日野総合事務所福祉保健局」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=145929>

2 第2期鳥取県自然保護ボランティアの募集

とりネットより「公園自然課」 <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=81262>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 03 大山トイレマナーアップキャンペーン事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 03 大山トイレマナーアップキャンペーン事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

国立公園大山でのトイレ利用のマナーアップを図るため、キャンペーンを実施するとともに、大山頂上トイレの汚泥をボランティアにより担ぎ下ろすイベントを実施する。

###### 2 事業の内容

###### (1) 大山トイレマナーアップキャンペーンの推進

大山の美しい自然環境を子供たちに伝え残していくため、「大山トイレマナーアップキャンペーン(平成20年9月1日からスタート)」を推進し、大山頂上トイレのあり方や登山時における用便について、登山者一人ひとりに考えてもらい、マナーやモラルの向上を図る。

###### (2) 大山頂上トイレ汚泥キャリーダウン・ボランティアの実施

県が管理する大山頂上トイレ浄化槽内の沈殿汚泥の運搬にあたり、出来るだけ自然環境に負荷を与えず、参加者が自ら歩き、自然に親しみながら大山の自然環境を考えることができるよう、人力による汚泥の担ぎ下ろし作業をボランティアイベントとして継続実施する。

###### (3) 大山トイレマナーアップ検討会の実施

大山トイレマナー五ヶ条の普及啓発や携帯トイレの使用推進等の検討を行い、大山頂上トイレのあり方等に関する提言を行うため、学識経験者、地元、行政等で構成する「大山トイレマナーアップ検討会」を開催する。

###### 3 事業の現状及び課題

###### (1) マナーアップキャンペーン

平成20年9月1日よりスタート





(2) キャリーダウン・ボランティア

- 第1回:平成20年9月28日 参加者451名 作業量1.2トン
- 第2回:平成21年9月27日 参加者433名 作業量1.0トン
- 第3回:平成22年9月26日 参加者300名 作業量0.6トン



(3) マナーアップ検討会

- 第1回:平成21年8月21日
- 第2回:平成22年3月18日
- 第3回:平成22年6月24日


連絡先

西部総合事務所 生活環境局 生活安全課 動物・自然公園係 電話0859-31-9320

参考URL

鳥取県西部総合事務所生活環境局のwebサイトより  
 「大山トイレマナーアップキャンペーンについて」  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=119788>

現在の位置: 環境立県推進課 → 鳥取県環境白書 → 平成24年度 → 04 花と緑のまちづくり支援事業(全国都市緑化とっとりフェア準備事業)

 もどる

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 04 花と緑のまちづくり支援事業(全国都市緑化とっとりフェア準備事業)

##### 施策

###### 1 事業の目的

花と緑あふれる快適な生活空間づくりを目指して、平成25年度に鳥取市と鳥取県で開催を予定している「第30回全国都市緑化とっとりフェア」の準備事業を実施する。

また、フェアを契機として県内の花と緑の人材育成、普及啓発を進めるため、新たな緑化手法に関する講演会をや技術講習会を開催する。

この他に、都市公園をはじめとした公共空地の芝生化を通して、潤いある都市空間の形成に資する。

###### 2 事業の内容

(1)とっとりフェア開催準備に必要な経費を負担金としてフェア実行委員会に支出する。

(2)全国都市緑化とっとりフェアの基本方針として掲げる花と緑と歩む新しい暮らしの体感を目指し、郷土の植物を生かした鳥取らしい新しい緑化＝ナチュラルガーデンの普及を図るための学習(講演会、技術講習会)を通じ、県内の花と緑に関する人材育成を図る。

(3)県内3箇所で開催される「花と緑のフェア」を支援し、地域の緑花の講習会、環境関連の展示等を行うとともに、今年度は地区のガーデニングコンクールを実施して都市緑化フェアの機運醸成を図り、地域緑花の普及啓発を図ることで花と緑あふれる潤いのある快適な空間づくりを推進する。

(4)みんなの広場芝生化事業を実施し、公共空地の芝生化を進める。

###### 3 事業の現状及び課題

これまで造園建設業協会中心だったフェアの内容を、緑化フェアと連携してガーデニングコンクールなどの新たな趣向を加えることで、マンネリ化しつつあるフェアの内容を改善する。

都市緑化における県と市町村の役割分担が整理し切れていない面があり、県がすべき緑化施策の方向性を検討していく必要がある。

##### 連絡先

生活環境部 公園自然課 緑地公園担当 電話0857-26-7369

##### 参考URL

鳥取県公園自然課のwebサイトより  
「公園自然課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45312>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 05 全国植樹祭準備事業

[もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 05 全国植樹祭準備事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

「第64回全国植樹祭」(平成25年鳥取県開催)に向けて開催準備を進める。

###### 2 事業の内容

- (1) 鳥取県実行委員会、幹事会、専門委員会等の運営
- (2) 大会会場整備
- (3) 大会にかかる実施計画、各種マニュアル等の策定
- (4) 大会に向けて県民運動を盛り上げ(とっとりグリーンウェイブ、美鳥の大使の認定制度等、全国都市緑化とっとりフェアやエコツーリズム国際大会との連携)
- (5) 大会PR、広報(各種コンテストや広報PRグッズの作成等)

###### 3 事業の現状及び課題

- ・基本計画が承認され、実施計画を策定していく中で、鳥取県らしさをどう表現するのが課題
- ・実行委員会や幹事会など、広く県民や関係機関の意見を取り入れながら大会準備を推進
- ・県内全域で開催気運を醸成するため、苗木のスクールステイやホームステイ、リレー植樹など各種イベントを通じてPR活動を展開
- ・自ら行動する県民運動「とっとりグリーンウェイブ」の核となる人を「美鳥の大使」として認定する制度がスタートし、同年に開催される全国都市緑化とっとりフェアやエコツーリズム国際大会へつなげ、全国植樹祭終了後も継続される県民運動を目指す。
- ・平成24年夏には実施本部を設置し、実施・推進体制を強化



式典会場イメージパース

## 連絡先


農林水産部 全国植樹祭課 電話0859-31-9365

## 参考URL

「第64回全国植樹祭」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146412>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 06 鳥取砂丘保全・再生事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 06 鳥取砂丘保全・再生事業

##### 施策

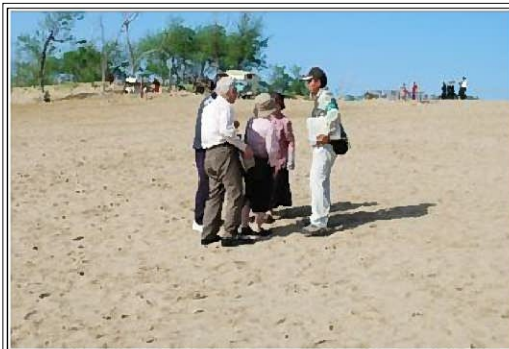
###### 1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」に基づく監視体制の整備及び意識啓発活動を行う。

###### 2 事業の内容

(1) 鳥取砂丘レンジャーを配置し、砂丘利用者へ砂丘の価値を解説するガイドや条例趣旨の徹底を図るための巡視活動の実施

(2) 砂丘の魅力の情報発信するガイドツアーの実施



巡視活動



ジオツアー

###### 3 事業の現状及び課題

###### (1) 現 状

- ・鳥取砂丘レンジャーの配置 6名
- ・落書き件数 平成23年度413件
- ・年14回の鳥取砂丘魅力満喫ジオツアーを計画
- ・砂丘レンジャー日記(HP)等によるタイムリーな砂丘の魅力の情報発信

## 連絡先


生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

## 参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 07 鳥取砂丘景観保全再生事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 07 鳥取砂丘景観保全再生事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の理念に基づき、民間と行政で構成する鳥取砂丘再生会議が行う鳥取砂丘の保全・再生の取組に対して支援し、もって鳥取砂丘の優れた環境、景観を次世代に引き継いでいく。

###### 2 事業の内容

鳥取砂丘再生会議が行う下記の事業に要する経費を県、鳥取市が各1/2ずつ負担する。

###### (1) 砂丘の保全・再生に関する事業

砂丘全域を対象に、年間を通じた除草を実施する。特に草が種子を散布する前を重点に実施する。

- ・委託(機械・人力)による除草
- ・ボランティア(団体・個人・観光客等)による除草

###### (2) 砂丘景観の保全・再生に関する調査研究

鳥取砂丘の自然の姿を再確認し、保全事業にフィードバック・活用するため、学識経験者等で構成する「鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会」が調査・研究を実施する。

- ・基礎的調査
- ・砂の動く生きている砂丘再生に向けた調査
- ・景観を改善するための調査

###### (3) 人材育成に関する事業

- ・「鳥取砂丘大学」を開校し、鳥取砂丘を訪れる観光客等へ砂丘の価値・魅力を伝える鳥取砂丘ガイドを養成する。



ボランティア除草の様子



観光客除草の様子

### 3 事業の現状及び課題

#### (1) 現 状

##### ア ボランティア除草 40.6ha

- ・夏季のボランティア除草を中心に、通年で企業団体による除草活動を実施  
平成23年度 3,809人
- ・観光客による除草活動を年間を通して実施  
平成23年度 2,100人

##### イ 委託(機械・人力)による除草 67.9ha

##### ウ 調査研究

- ・長期的な砂丘の地形変動
- ・除草のための調査
- ・自然の砂の動きと砂丘の成因の調査
- ・動植物の調査
- ・景観の改善調査 等

##### エ 鳥取砂丘大学を開校、ガイドの養成を図る

- ・鳥取砂丘ガイド登録状況 20名(平成24年3月31日現在)
- ・ガイドサポーター登録状況 43名(平成24年3月31日現在)

#### (2) 課 題

- ・県民の貴重な財産として鳥取砂丘の景観を保全する取組の輪を広げるよう、引き続き企業団体、地域住民はもとより、観光客による除草活動を拡充していく必要がある。
- ・鳥取砂丘ガイドの円滑な運用を図る必要がある。

## 連絡先

生活環境部 砂丘事務所 電話0857-22-0582

## 参考URL

鳥取県砂丘事務所のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=100183>



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 08 三徳山の世界遺産登録と国立公園化の推進

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 08 三徳山の世界遺産登録と国立公園化の推進

##### 施策

###### 1 事業の目的

『三徳山・小鹿渓』一帯の国立公園化による自然環境の保全と地域活性化

###### 2 事業の内容

- (1)『三徳山・小鹿渓』一帯の大山隠岐国立公園への編入
- (2)国立公園編入に向けた地域の機運醸成(編入推進協議会の設置・勉強会・シンポジウム・ガイドブック作成)
- (3)自然環境保全活動の取り組みの展開
- (3)エコツーリズムを通じた誘客体制の展開

###### 3 事業の現状及び課題

(1)本県の中部に位置する三朝町の「三徳山・小鹿渓」は、特徴ある地形や貴重な動植物が生息することから、昭和29年に三朝東郷湖県立自然公園の一部に指定し、風致景観に係る規制を強化し、県と三朝町が連携して地域の自然環境を保全してきている。

(2)この地域では、以前から世界遺産登録に向けた強い熱意があり、国宝投入堂をはじめとした貴重な建造物群等の歴史的文化遺産のみならず、三徳山・小鹿渓の優れた自然環境の保全に対しても意識が醸成されており、「県立公園から国立公園へ磨きをかけてグレードアップできないか」という想いが高まっている。

(3)近年、三朝町、各地域協議会など地元関係者が、官民をあげて、植生調査や希少植物の保護活動、広葉樹の植樹活動、一斉清掃活動、ウォーキング大会の開催、ナラ枯れ対策などの景観保持、歴史・文化の研究や講座の開催、各種シンポジウムなど、自然環境の保全に対する様々な分野での取り組みを行っており、「三徳山を世界遺産に」さらには「三徳山を国立公園に」との機運が醸成されつつある。

(4)平成22年のCOP10(生物多様性条約締結国際会議10回)の成果を踏まえ、国の方針として、生物多様性保全の観点から、全国の国立公園の見直し(区域の拡大)が予定されている。大山隠岐国立公園についても、鳥根県隠岐地域を含めて既指定区域全域とその周辺を対象に見直しが検討されている。

(5)このような状況は、国立公園編入のまたとないチャンスであり、平成22年度から県・三朝町が国に対して「三徳山・小鹿渓」一帯を大山隠岐国立公園に編入されるよう要望を行っている。

(6)平成25年度に本県では、「全国植樹祭」、「全国都市緑化フェア」、「エコツーリズム国際大会」、「山陰海岸国立公園指定50周年事業」など、自然や緑をキーワードとした全国的なイベントが予定されており、このような中で、「三徳山・小鹿溪」一帯の自然環境の魅力についても情報発信する絶好のチャンスであり、さらなる国立公園編入への機運の高まりが期待されている。

(7)「三徳山・小鹿溪」一帯の国立公園編入へ向けた地域の自然環境保全に対する取り組みは、「緑ゆたかな鳥取県」として環境の良さを全国にアピールする県民運動『とっとりグリーンウェイブ』の輪を広げるものである。

(8)国立公園に編入されるためには、風景地として傑出していることに加え、生態系、地質的に重要であること、大山隠岐国立公園と地理的な連続性、風景の一体性があること及び地元の強い要望があることが必要であり、これらの要件をクリアすべく、関係機関等が連携し、取組を強化していく必要がある。

## 連絡先

生活環境部 公園自然課 自然公園担当 電話0857-26-7200

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成23年度](#) → 09 森林の癒し活用事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 09 森林の癒し活用事業

##### 施策

###### 1 事業の目的

森林セラピー、森のようちえんなど、森林の癒しを活用した新たな取り組みを推進する。

###### 2 事業の内容

###### (1) 森のようちえん支援事業

森林を幼児の保育のフィールドとして活用することを推進するため、活動に要する経費について助成

事業主体: 団体、保育所等

補助額: 市町村が負担する額の2/3(スタートアップ型)、1/2(育成型)

###### (2) 森林の癒し普及団体育成事業

森林の癒し効果を活用した取組を推進するため、トライアル的な活動に対し支援

事業主体: 団体、地域等

補助額: 市町村が負担する額の2/3

###### (3) 森のようちえん指導者養成研修

森林で幼児の保育活動等を行うノウハウ等を学ぶ研修会を実施

事業主体: 県

###### (4) 森のようちえん効果研究事業

森林内での活動が幼児の発達に及ぼす効果について研究

委託先: 鳥取大学 地域学部

研究期間: 平成23年度～25年度

###### ○森林セラピー研究プロジェクト事業

民間企業、専門家等がメンバーとなり、森林を活用したプログラムを開発

メンバー: 民間企業、智頭町、専門家、県

研究期間: 平成23年度～25年度

###### 3 事業の現状及び課題

(1) 森のようちえん

- 智頭町、伯耆町で、森のようちえんが活動中。
- 平成24年度も各地で取組を検討している施設がある。

(課題) 実施主体により運営経費、移動手手段、フィールドの確保など課題があり、各主体に応じたサポートが必要。

(2) 森林セラピー


- 智頭町が森林セラピー基地として平成23年7月にグランドオープン。
- 森林セラピーが本格的にスタートし、関西圏を中心とした県外から好評。(グランドオープン数ヶ月で客数2,000人、民泊数200人)
- 森林セラピーの企業向けメンタルヘルスプログラムの開発がスタート。

(課題) 森林セラピー基地の受入れ体制のレベルアップ、新たな取組の推進

## 連絡先

農林水産部 森林・林業総室 森林づくり推進室 電話0857-26-7304

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 10 ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 10 ふれあい集う森の発見事業(森のいろは塾)

##### 施策

###### 1 事業の目的

広く小学生等を対象にして、試験場研究員の日ごろ培った知識及び技術等を活用して森林内での体験学習、木工教室等を実施し、森林・林業の大切さや、木材の良さへの理解を深める。

###### 2 事業の内容

4つの体験型講座(1昆虫の世界を探検/2森の木々を調べる/3木で染めよう/4木工品を作ろう)を林業試験場構内、21世紀の森で実施する。



木工品を作ろう



森の木々を調べる

###### 3 事業の現状及び課題

##### 連絡先

農林水産部 農林総合研究所 林業試験場 森林管理研究室 電話0858-85-2511

##### 参考URL

農林総合研究所林業試験場のwebサイトより  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=70824>

現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 11 エコツーリズム国際大会2013in鳥取準備事業

 [もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

## 11 エコツーリズム国際大会2013in鳥取準備事業

### 施策

#### 1 事業の目的

2013（平成25年）に、国内外のエコツーリズムに関する有識者が一堂に会する「エコツーリズム国際大会2013in鳥取」の開催が決定したことから、大会開催に向けて実行委員会の取組を支援するとともに、エコツーリズムのメッカとしての地域づくりを進めていく。

#### 2 事業の内容

（1）実行委員会の取組支援・・・国際大会開催に向けて実行委員会が行う次の取組に要する経費の一部を助成。

- エコツーリズム人材育成（ガイド養成講習会開催経費等）
- エコツアープログラム商品造成（プログラム造成経費、モニター旅行実施経費等）
- エコツーリズム普及啓発・情報発信（新聞連載経費、ホームページの外国語化経費等）

（2）国内外への広報宣伝の強化・・・大規模な国際会議の場等を活用するなどして、本県がエコツーリズム国際大会の開催地であることを、当地の魅力とともに国内外へ広く情報発信する。

- 大規模なキャンペーンの場等を活用しての広報宣伝
- 世界旅行博覧会2012でのエコツアー商品のPR
- 「エコツアー&スポッサーカフェin鳥取」の開設

（3）実行委員会事務局運営に必要な国際リゾート推進コーディネーター（1人）の配置（緊急雇用創出事業）

#### 3 事業の現状及び課題

- ・2013年のエコツーリズム国際大会の開催が決定し、「エコツーリズムのメッカ」としての地域づくりを進めていく第一歩を踏み出した。
- ・「エコツーリズム国際大会準備委員会」が8月に立ち上がり、地元市町村や経済界にもエコツーリス

ム推進の気運が高まり協働連携が生まれてきた。

・大会開催に向けた地元の環境整備（エコツアープログラム商品造成、ガイド養成、普及啓発、情報発信など）、当大会への参加意欲を高める効果的な情報発信が、今後の課題。

## 連絡先

西部総合事務所 県民局 大山中海観光課 （電話） 0 8 5 9 - 3 1 - 9 6 4 7

## 参考URL

■西部総合事務所県民局大山中海観光課HP  
<http://www.pref.tottori.lg.jp/176260.htm>

■大山・皆生ツアーガイドHP  
<http://web.sanin.jp/p/eco/5/1/>



現在の位置: [環境立県推進課](#) → [鳥取県環境白書](#) → [平成24年度](#) → 12 ニューツーリズムの推進

[もどる](#)

## 5 自然がもたらす恩恵を持続的に享受できる健全な自然生態系の確保

### 5-4 人と自然とのふれあいの確保

#### 12 ニューツーリズムの推進

##### 施策

###### 1 事業の目的

近年、消費者からのニーズが高まっている「ニューツーリズム」に対応するため、地域資源の観光メニュー化や磨き上げ、情報発信を行う団体を支援する。

###### 2 事業の内容

(1)メニュー造成、受地整備支援補助金 7,500千円

事業内容	ニューツーリズムに関する体験型観光メニューの造成や情報発信などの受け地整備を目的とした事業に対する補助
補助額	1/2(上限500千円)
補助対象事業者	ニューツーリズムに関するメニュー造成や情報発信に取り組む団体、市町村
補助対象経費	体験に必要な器材や消耗品等の購入経費、オリジナルグッズ試作に必要なデザイン経費、消耗品等の購入費、ホームページ制作費、プロモーション経費、事務費など
補助対象となる取り組みの具体例	○自然、農林漁業体験メニューの整備 ○スポーツや文化体験メニューの整備 ○古事記に関する観光メニューの造成 ○情報発信体制の整備 など

(2)教育旅行に関する旅行会社への売り込み強化 2,000千円

事業内容	県外の旅行会社や教育旅行関係者への情報発信、売り込みを強化する。
所要経費	2,000千円(鳥取県観光連盟に委託)
取り組みの具体例	旅行会社を対象とした視察旅行の開催やバス代助成など

### 3 事業の現状及び課題

- 近年、従来の物見遊山的な観光旅行とは異なり、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた「ニューツーリズム」に対するニーズが高まっている。
- 教育現場においても体験型教育旅行が広く取り入れられており、新しいニーズに対応する観光メニューの造成や磨き上げ、情報発信を積極的に進めることが必要。

### 連絡先

文化観光局 観光政策課 広域連携・情報発信担当 電話:0857-26-7239